## 議案第16号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

> 令和7年2月19日 提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 子育て部分休暇の新設に伴い、規定の整備を図る必要があるので、本案を 提出する。 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例(平成4年3月世田谷区条例第20号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「又は勤務時間条例」を「、勤務時間条例」に改め、「よる介護時間」の次に「又は勤務時間条例第16条の3第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の3第1項の規定による子育で部分休暇」を加え、「又は当該介護時間」を「、当該介護時間又は当該子育で部分休暇」に改め、同条第3項ただし書中「又は介護時間」を「、介護時間又は子育で部分休暇」に、「又は当該介護時間」を「、当該介護時間又は子育で部分休暇」に改める。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。